

登録番号 第 23263 号

トライ®フロアブル

特長：
 ●いもち病に対して直接抗菌力を示し、感染を阻害するだけでなく、病斑形成や伸長、病斑上の孢子形成を強く阻害し、いもち病のまん延を防ぎます。
 ●既存剤とは全く異なる新規化合物「テブフロキン」を有効成分とするいもち病防除剤です。既存剤と交差耐性を示しません。

トライは三井化学クロップ&ライフソリューション(株)の登録商標です。

有効成分	テブフロキン・・・15.0%	包装	500ml×20 10L×1
性状	類白色水和性粘稠懸濁液体	有効年限	3年
毒性	普通物*	危険物	-

※普通物：「毒物及び劇物取締法」（厚生労働省）に基づく、特定毒物、毒物、劇物の指定を受けない物質を示す。

【適用病害虫及び使用方法】

2023年4月1日付内容

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	テブフロキンを含む農薬の総使用回数
だいず	紫斑病	1000倍	100～300L/10a	収穫 14日前まで	2回以内	散布	2回以内
		8倍	0.8L/10a			無人航空機 による散布	
		16倍	1.6L/10a				
稲	いもち病 稲こうじ病 穂枯れ（ごま葉枯病菌）	1000倍	60～150L/10a	収穫 14日前まで	2回以内	散布	2回以内
		250倍	25L/10a			無人航空機 による散布	
		8倍	0.8L/10a				

使用上の注意事項

- 本剤を無人航空機による散布に使用する場合には次の注意事項を守ること。
 - 散布液の飛散によって他の動植物等への危被害あるいは自動車の塗装などへ被害を与えるおそれがあるなど、各分野に影響があるので、散布区域内の諸物件に十分留意すること。
 - 微量散布装置以外の散布器具は使用しないこと。
 - 各散布機種 of 散布基準に従って実施すること。
 - 散布中薬液の漏れないように機体の散布用配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。
 - 散布終了後は次の項目を守ること。
 - 使用残りの薬液が生じないように調製を行い、使い切ること。
 - 機体の散布装置は十分洗浄し、薬剤タンクの洗浄廃液は、河川等に流さないこと。
- 本田の水稻に対して希釈倍数250倍で散布する場合は、所定量を均一に散布できる乗用型の速度連動式地上液剤少量散布装置を用いること。
- だいずに使用する場合、薬害を生じるおそれがあるので、新葉にかからないように注意して散布すること。
- 周辺の作物にかかると薬害を生じるおそれがあるので、かからないように十分注意して散布すること。
- 蚕に対して影響があるので、周辺の桑葉にはかからないようにすること。
- 散布液調製後はそのまま放置せずできるだけ速やかに散布すること。

- (7) 本剤の使用に当たっては、使用量、使用時期、使用方法等を誤らないよう注意し、特に初めて使用する場合には病虫害防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

人畜に有毒な農薬については、その旨及び解毒方法-----

- (1) 誤飲などのないよう注意すること。誤って飲み込んだ場合には吐き出させ、直ちに医師の手当を受けさせること。本剤使用中に身体に異常を感じた場合には直ちに医師の手当を受けること。
- (2) 散布の際は農薬用マスク、手袋、長ズボン・長袖の作業衣などを着用すること。作業後は直ちに手足、顔などを石けんでよく洗い、うがいをするとともに衣服を交換すること。
- (3) 作業時に着用していた衣服等は他のものとは分けて洗濯すること。
- (4) かぶれやすい体質の人は取扱いに十分注意すること。

水産動植物に有毒な農薬については、その旨-----

- (1) 水産動植物（魚類）に影響を及ぼすので、養魚田では使用しないこと。
- (2) 無人航空機による散布で使用する場合は、河川、養殖池等に飛散しないよう特に注意すること。

引火し、爆発し、又は皮膚を害する等の危険のある農薬については、その旨-----

通常の使用方法ではその該当がない。

貯蔵上の注意事項-----

直射日光をさけ、なるべく低温で乾燥した場所に密栓して保管すること。